

プラスチックごみ問題について

1 背景

- プラスチックによる海洋汚染が地球規模で広がっており、生態系を含めた海洋環境への影響、船舶航行への障害、観光・漁業への影響及び沿岸域居住環境への影響等が懸念されている。
- 世界経済フォーラムの報告書（2016年）によると、プラスチックは少なくとも年間800万トンも海洋に流出し、1億5000万トン以上が海洋中に存在していると推計され、2050年までに魚の総重量を超過すると予測されている。
- 国連環境総会（UNEA）やG7、G20といった国際会議の場等でプラスチックごみ問題が議論され、その対策や行動計画及び目標等に関して、国際的な確認や承認等が行われている。（参考 参照）
- 日本国内についても、日本沿岸漂着ごみの大半がプラスチックごみであり、日本国内から海洋に流出したプラスチックのごみ量は年間6万トン（2010年）に及ぶ（世界経済フォーラム報告書：2016年）。
- 日本に漂着するペットボトルの製造国別では、太平洋側では日本製のものが多く、東シナ海及び日本海側では外国製（中国・韓国）のものが多い傾向がある。
- 2018年6月、海岸漂着物処理推進法が改正され、漂流ごみ等の円滑な処理の推進や、3Rの推進等による海岸漂着物等の発生抑制、マイクロプラスチック対策（事業者による使用抑制・排出抑制努力義務等の内容が新たに盛り込まれた）。
- 2018年6月、第4次循環型社会推進基本計画が策定され、「プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略（「プラスチック資源循環戦略」）を策定してこれに基づく施策を進めていく」とされた。
- 2018年7月、「プラスチック資源循環戦略」の在り方が中央環境審議会に諮問され、中央環境審議会循環型社会部会の下にプラスチック資源循環戦略小委員会を置き、必要な検討を行うことが決まっている（本戦略は来年6月に大阪で開催するG20までに策定する予定）。

2 本市における取組

本市においては、ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」を施行し、市民・事業者の方々に周知を行い、協力のもと、2Rの促進及び、分別・リサイクルの促進の2つの柱を中心にごみ減量を進めてきた。

そもそもごみになるものを作らない、買わないといった「リデュース（ごみの発生抑制）」の取組やプラスチック製容器包装の分別の徹底等が挙げられ、本市のごみ減量施策の中で、プラスチックごみ対策に関連する事業について、以下の4つに分類、整理した。

- | | |
|---|-----------------------------------|
| ア | 「排出抑制（2Rの推進）」 |
| イ | 「分別・リサイクルの促進、清掃活動等によるポイ捨て・不法投棄対策」 |
| ウ | 「適正処理・エネルギー回収」 |
| エ | 「実態調査」 |

表 本市関連事業

関連事業	ア 排出抑制	イ 分別	ウ 処理	エ 実態調査
しまつのこころ条例でのレジ袋削減の取組 (実施義務) レジ袋の要否等の確認 (努力義務) レジ袋の使用辞退	○			
食品スーパーでのレジ袋有料化の全市展開 : 床面積合計1000m ² 以上の全ての事業者で有料化を実施	○			
レジ袋削減に関する啓発媒体作成等 : レジ袋削減協力事業者 PRのためのPOPの作成等	○			
環境にやさしい「京都エコ修学旅行」の推進 : 修学旅行へのマイバッグ持参の推進によるレジ袋削減等	○			
マイボトル推奨等サポート事業 : マイボトルを推奨することによるプラ容器の削減(13社239店舗)	○			
家庭ごみ有料指定袋にバイオマスポリエチレンを配合 : 植物由来のプラスチック素材を市民に対して広く啓発	○			
プラスチック製容器包装及びペットボトルの分別収集及び有料指定袋制の導入	○	○		
市民、事業者に対する普及啓発・指導等 : ごみ(プラ製品含む)の分別状況の現地確認, 2Rや分別・リサイクル, 不法投棄未然防止等の啓発・指導	○	○		○
大規模事業所や特定食品関連事業者に対する減量指導 : ごみ(プラ製品含む)の排出量の報告, 減量計画の提出, 減量・分別に係る立入指導	○	○		○
イベント等のエコ化 : リユース食器の導入助成, ごみ(プラ製品含む)の分別回収 例: 祇園祭ごみゼロ大作戦, 各区ふれあいまつり等	○	○		
「しまつのこころ楽考」や「ごみ減量エコバスツアー」の開催 : ごみ(プラ製品含む)の減量や分別に対する理解を深めるため, 地域学習会「しまつのこころ楽考」や環境施設見学バスツアー「ごみ減量エコバスツアー」を開催	○	○		
「大学生・ごみ減量サポーター」事業 : 日常生活において実践した2R・分別等(プラ製品含む)の取組の発信	○	○		
ごみ減量推進会議の活動支援 : ごみ(プラ製品含む)の減量に関する普及啓発等を行っているごみ減量推進会議に対する補助金の交付	○	○		
「世界一美しいまち・京都」の推進 : 一斉清掃, 清掃活動, 街頭啓発等の美化活動の推進	○	○		
不法投棄多発地のパトロール体制の整備 : 不法投棄(プラ製品含む)多発地のパトロールの実施及び不法投棄者の情報収集		○		
コミュニティ回収等の集団回収 : びん類やペットボトルを含む資源物の集団回収への助成金の支給等		○		

関連事業	ア 排出抑制	イ 分別	ウ 処理	エ 実態調査
資源物回収拠点の設置、移動式拠点回収 ：小型家電等のプラ部分を含む資源物の回収拠点（行政施設、商業施設等）の設置、身近な場所（学校・公園等）に出向いた回収		○		
回収したプラスチック製容器包装及びペットボトルの適正処理 ：（公財）容器包装リサイクル協会の推奨ルートによる適正処理			○	
クリーンセンターでのごみ発電によるエネルギー回収（プラ製品含む）			○	
ごみ量の把握：ごみ量（プラ製品含む）の把握				○
ごみの組成調査：組成別ごみ量（プラ製品含む）の調査				○

※国内におけるプラスチックのリサイクル状況（平成25年）【資料4-2】スライド番号25参照

プラスチック廃棄物 940万トン/年

リサイクル率24.8%，リサイクル+熱回収率81.6%

3 レジ袋とペットボトルの状況

(1) レジ袋

ア 排出量

- 全国で年間約300億枚と推定「H18.9環境省報道発表資料より」
- 市収集ごみへのレジ袋排出量は、
約3,200t（H25）→ 約2,700t（H29）
枚数では、年間約3.5億枚（H25）→ 約3.2億枚（H29）

イ レジ袋有料化のこれまでの経緯

- 「京都市レジ袋有料化懇談会」（以下「レジ袋懇談会」）を平成18年度に設立し、事業者・市民団体・京都市の連携により、19年1月、レジ袋削減等に取り組む自主協定「マイバッグ等の持参促進及びレジ袋の削減に関する協定」（以下「レジ袋削減協定」）を締結し、参加事業者・団体の拡大を図ってきた。
（幅広い市民団体と連携したこの協定方式は全国初で、「京都方式」と呼ばれている。）
- レジ袋使用枚数が最も多い業態である食品スーパーを取り上げ、レジ袋有料化に取り組んでいる。市内各店舗の面積が計1,000㎡以上の事業者について、政令市で初めて、全ての事業者が一斉に、しまつのこころ条例が施行した平成27年10月から有料化を実施（販売価格は10円以下/袋で事業者が独自に設定）

ウ 現在の取組状況

- 食品スーパー

表 レジ袋有料化実施状況

（平成30年3月末現在）

	事業者	面積カバー率
有料化実施事業者（食品スーパーのうち、市内各店舗面積合計が1,000㎡以上）	27事業者 196店舗	100%
有料化実施事業者（食品スーパーのうち、市内各店舗面積合計が1,000㎡未満）	17事業者 19店舗	42%
合計	44事業者 215店舗	95%

※食品スーパーのレジ袋の排出割合が18.8%（H25）→14.5%（H28）に減少
＜家庭ごみ細組成調査結果より＞

- コンビニエンスストア、百貨店等

主要なコンビニ店舗が加盟する(一社)日本フランチャイズチェーン協会及び京都百貨店協会と協議しており、現時点ではレジ袋有料化は困難との意向であるが、平成28年度から、本市とともに「NOレジ袋&食品ロス削減キャンペーン※」を実施しており、平成29年度においては、コンビニ5店舗と百貨店2店舗で計4回実施した。

※NOレジ袋&食品ロス削減キャンペーン

- ・ 来店客にマイバッグの使用によるレジ袋の削減や、食品ロス削減等呼びかけるキャンペーン
- ・ 平成29年度：900枚チラシ配布
(コンビニ5店舗：600枚、百貨店2店舗：300枚)



(2) ペットボトル

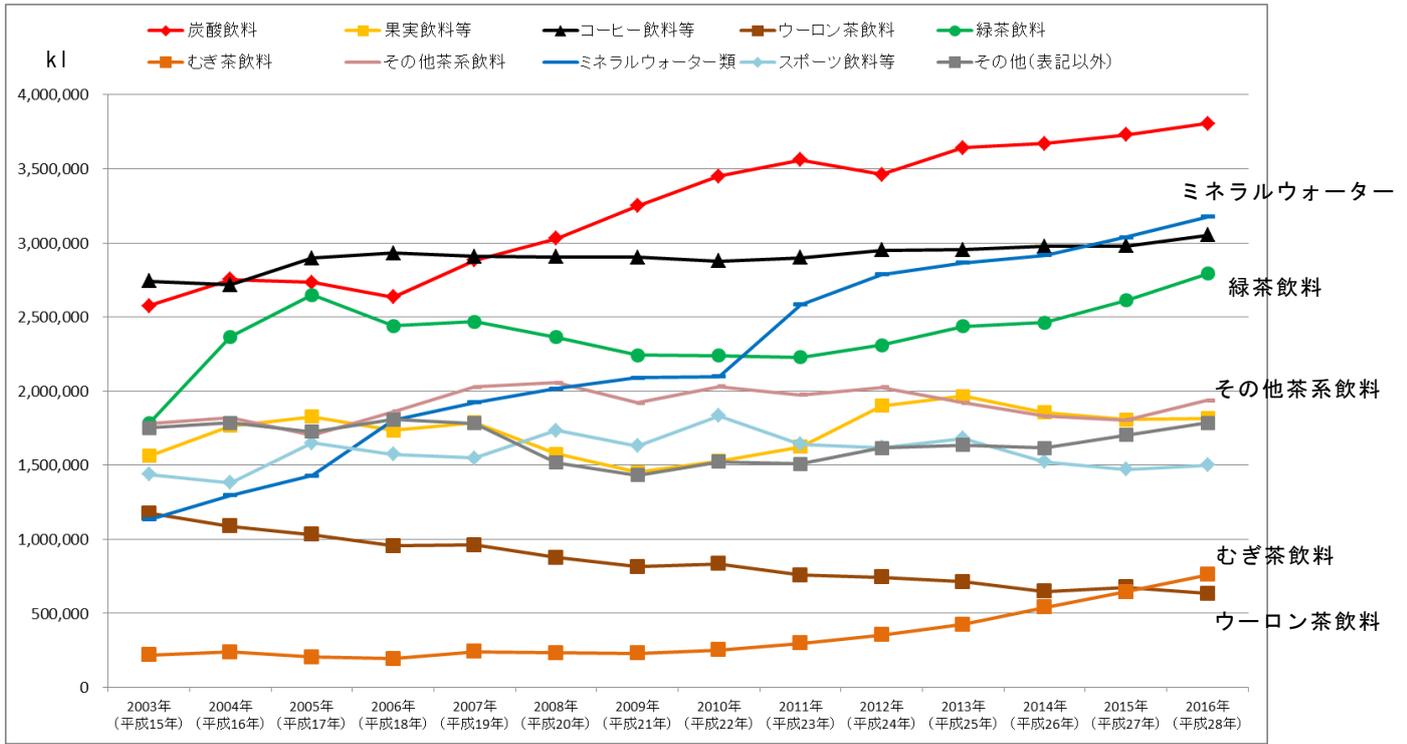
ア 排出量

- 平成28年における世界のペットボトル消費量は年間約4,800億本
(出典：英紙ガーディアン2017年6月28日)
1分間で約100万本、1秒間で約15,000本に相当(1人あたり年間約66本)
500mlペットボトル約4,800億本を縦に重ねると、約9,600万km(地球から太陽までの距離の半分以上、地球約2,400周)
- 平成28年の日本の清涼飲料用ペットボトルの出荷量は年間約227億本
(出典：PETボトルリサイクル推進協議会「2017年ペットボトルリサイクル年次報告書」)
1分間で約4万本、1秒間で約700本に相当(1人あたり年間約180本)
- 平成28年の京都市内の清涼飲料用ペットボトルの消費量は約2.6億本
(上記データの人口按分による推計)
1分間で約500本、1秒間で約8本に相当(1人あたり年間約180本)

イ 清涼飲料水に占めるお茶・水の割合

- 平成28年の国内清涼飲料水生産量に占める茶系飲料の割合は約29%、ミネラルウォーターの割合は約15%(図参照)

図 清涼飲料品目物生産量推移（出典：一般社団法人飲料連合会のデータをもとに本市作成）



4 今後の方向性

「しまつの心」や「もったいない」といった京都らしいライフスタイルの定着を図ることを目的とした、ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」の考え方にに基づき、2Rと分別・リサイクルの促進を柱とした、プラスチックごみ削減の取組を進めていく。

具体的には、プラスチックごみに関する国の議論や対策の進捗を踏まえながら、レジ袋・ペットボトルをはじめとした使い捨てプラスチックの削減施策について、京都市廃棄物減量等推進審議会部会において、今後更に検討していく。

<参考 プラスチックごみ問題における国際動向>

年月	会議・会合等	内容
2012	持続可能な開発に関する国連会議 (Rio+20)	海洋ごみ問題が取り上げられる。
2015.9	持続可能な開発目標 (SDGs)	持続可能な開発目標 (SDGs) の1つとして「陸上活動による海洋汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を2025年までに大幅に削減する」ことが掲げられる。
2016.1	世界経済フォーラム (ダボス会議)	海洋ごみに関する報告書で「少なくとも年間800万トンのプラスチックごみが海洋に流出している」ことを発表
2016.5	G7伊勢志摩サミット	3Rに関する取組が、陸域を発生源とする海洋ごみ、特にプラスチックの発生抑制及び削減に寄与することも認識しつつ、海洋ごみに対処することを再確認
2016.5	G7富山環境大臣会合	「海洋ごみ問題に対処するためのG7行動計画」及びその効率的な実施の重要性を再確認するとともに、各国の状況に応じた優先的施策を実施することを定める。
2016.5	国連環境総会 (UNEA2)	マイクロプラスチックの一層の調査、マイクロビーズの利用削減等が盛り込まれた「海洋プラスチック及びマイクロプラスチック」に関する決議を採択
2016.7	フランス	プラスチック製レジ袋を禁止する政令が施行
2016.9	フランス	プラスチック製使い捨て容器や食器を禁止する法律が成立 (2020.1 施行)
2017.6	G7 ボローニャ環境大臣会合	モニタリング等のための方法等の調和や、マイクロビーズを含む使い捨てプラスチックやマイクロプラスチックの漸進的削減等の取組を進めることに合意
2017.7	G20 ハンブルグサミット	発生抑制、持続可能な廃棄物管理の構築、調査等の取組を盛り込んだ「海洋ごみに対するG20行動計画」の立ち上げに合意
2017.7	アメリカ	マイクロビーズを含む製品の製造禁止 (2018.6 販売禁止)
2017.12	国連環境総会 (UNEA3)	「海洋プラスチック及びマイクロプラスチック」に関する決議を採択。対処するための障害及びオプションを精査するための専門家グループ会合の招集を決定
2018.1	EU	2030年までにプラスチック容器や包装を全てリサイクル、又は再利用が可能なものとし、使い捨てを段階的にやめる「欧州プラスチック戦略」を発表した。
2018.1	イギリス	マイクロビーズを含む製品の製造を禁止する法律が施行 (2018.7 販売禁止)
2018.6	G7シャルルボワサミット	G7全ての国が「健全な海洋及び強靱な沿岸部コミュニティのためのシャルルボワ・ブループリント※」を承認 ※持続可能な海洋と漁業を促進し、海洋のプラスチック廃棄物や海洋ごみ等に対処する構想 カナダ及び欧州各国が「海洋プラスチック憲章」を承認